

広報ただみ

おしらせ



第2516-1号
令和8年1月23日
発行
編集:只見企画係
町課画係
<https://www.town.tadami.lg.jp/>
E-mail koho@town.tadami.lg.jp

■衆議院議員総選挙 只見町にいな方は不在者 投票により投票できます	1月28日から2月7日までの期間に町外に外出滞在等している方であって、次の不在者投票ができる方には、滞在先の市区町村で投票する不在者は投票することができます。
■只見町にいな方は不在者 投票用紙を請求する	不在者投票ができる要件としている方には、只見町の選挙人名簿に登録されている方には、只見町選挙管理委員会に郵送して下さい。(メールやファックスではできません)
■不在者投票の手続き	投票用紙を受け取る只見町選挙管理委員会より投票用紙等が送付されますので、受け取つてください。只見町選挙管理委員会に郵送してください。
■不在者投票証明書の入った封筒は、絶対に開封しないでください。	自宅等で投票用紙に記載しないでください。
③滞在先の市区町村選挙管理委委員会	投票用紙に記載した住所に投票することができない場合は、只見町選挙管理委員会に記載された住所に投票することができる。

■衆議院議員総選挙 指定病院等に入院していける方は不在者投票ができます	1月28日から2月7日までの期間に定病院等に入院されている方は、その手続きを行います。不在者投票のできる指定病院等に申し出ることによって、本院長等に申しだす。不在者投票のできる指定病院等で不在者投票のできる指定病院等に入院されることはあります。只見町選挙管理委員会より投票用紙等が送付されますので、受け取つてください。
■衆議院議員総選挙 宅郵による不在者投票(在宅投票)ができます	郵便による不在者投票(在宅投票)は、身体に重度の障害がある方を希望される場合は、事前に申請が必要となりますので、選挙管理委員会までご連絡ください。該当する方には、身体障害者手帳に、両下肢等の障害の1級または2級、心臓等の内部機能障害の1級から3級、介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護5と記載されている方。

■衆議院議員総選挙 代理記載に該当する方	右記に該当した上で身体障害者手帳に、上肢または視覚障害1級と記載されている方。
■衆議院議員総選挙 選挙管理委員会	投票日に只見町で投票することになったが、その施設にご確認ください。投票日のつき添いの方は、指定病院等で不在者投票をすることが出来ません。期日前投票期間までは、只見町で投票することができます。

■問合せ先 教育委員会 子ども未来係 (TEL 82-5320)	1月28日(水)午前10時~11時30分	■催しします。会議は公開となりますので、傍聴にお越しの際は教育委員会へお声がけください。	■不明な点等あれば、問合せ先までご連絡ください。	■その他、おむつ等必要なもの、タオル、おむつ等必要なもの、未就学児	■内対象物、未就学児	■とこり未就学児						
----------------------------------------	----------------------	----------------------------------------------	--------------------------	-----------------------------------	------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

□ ご家庭で不用になったパソコンは、資源として再利用されています

パソコンメーカーが回収 回収の申し込み

対象機器：
デスクトップパソコン本体
ノートパソコン
CRTディスプレイ
CRTディスプレイ一体型パソコン
液晶ディスプレイ
液晶ディスプレイ一体型パソコン

ご家庭で不用になったパソコンは、資源として再利用されています。

パソコンリサイクルマークの付いたパソコンは、新たな料金負担なしでメーカーが回収・再資源化します。マークの付いていないパソコンは回収再資源化料金をいただきます。

回収・再資源化のしくみ

回収するメーカーがないパソコン（自作パソコン、倒産や事業撤退したメーカーのパソコンなど）は「パソコン3R推進協会」が有償で回収・再資源化します。

詳細は…

PC3R 検索

一般社団法人 パソコン3R推進協会 <http://www.pc3r.jp/>
TEL 03-5282-7685 FAX 03-3233-6091

統計調査

変化が見える、暮らしに役立つ
とうけい ちょうさ

統計調査
国が実施する調査です

家計調査
雇用が見える 労働力調査
物価が見える 小売物価統計調査

統計調査員がお伺いしましたら、ご回答をお願いします。

携帯・スマホはこちらから <https://www.stat.go.jp/>

統計局 総務省統計局・福島県

- 今週の行事 -

1月26日(月)、28日(水)30日(金)
すぐすぐひろば(保健福祉センター 保健室)
午前9時30分~午後3時30分

みんなの伝言板

◆「奥会津の未来を地域産品から考える会」参加者募集

奥会津内でのコミュニケーションを軸に、持続可能な奥会津のカタチを全員で考え検討していく「奥会津の未来を地域産品から考える会」の参加者を募集します。

- と き 1月28日(水)午後2時~4時30分(予定)
- と こ ろ シェアベース昭和村
- 内 容 地域産品開発で完成した商品のお披露目、2025年の振り返り

■参加対象

奥会津地域内(柳津町、三島町、金山町、昭和村、只見町、南会津町、檜枝岐村)に活動拠点を持つ生産者、事業者であること(業種不問)

■参加料 無料

■申込方法

右記二次元コードから申込用紙をダウンロードし、必要事項を記載の上、下記申込先へメールまたはFAXにて送付ください。

■そ の 他

終了後、懇親会を予定しています。食べてほしい地域産品があれば各自お持ちください。

■申込及び問合せ先

只見川電源流域振興協議会(Tel 0241-42-7125)
FAX: 0241-42-7127 メール: tdrsk@okuaizu.net



〈只見川電源流域振興協議会〉

空き家等の適正管理をお願いします!

空き家等の所有者(相続人など建物を管理すべき人を含む)は、定期的に建物の状況を確認しましょう。周囲に悪影響を及ぼすなど危険な状態にある場合は早急に修繕や改修・撤去など適切な処置をしてください。雪で破損したり、強風で飛散するなど他人に被害を与えた場合は損害責任を問われることもあります。



近隣住民に迷惑をかけることがないよう所有者としての適正な管理を!!
空き家等の維持管理は所有者の責務です。

只見町地域おこし協力隊「自然首都・只見観光振興協力隊」募集

只見町では、自然首都・只見を宣言し恵まれた自然環境を観光交流の軸として、地域の観光資源等を学び観光交流事業に従事しながら、地域の活性化に取り組む人材を次のとおり募集します。

Uターン、Iターンを希望される方にご案内ください。

- 職種及び採用予定人数 アウトドア事業推進及び情報発信事業担当 2名
- 勤務先 只見町内(※主たる勤務地: (株)只見町観光公社、只見町交流推進課)
- 業務内容
 - ・町が推進するアウトドア事業(カヤック、サイクリング)の地域おこしとなる事業化及び商品化に関する業務
 - ・地域おこしとなる町内の観光情報発信活動(観光イベント実施協力等)、JR只見線、町の日常等をHPやSNS等を活用し、国内外に魅力的に情報発信による町の知名度向上、誘客を促進する業務(着地型旅行等)、移住・定住の推進を図る業務
- 募集条件
 - ・地域おこし協力隊の要件に該当する方(都市地域等に在籍する方)
 - ・概ね20歳以上の者で、心身ともに健康な方
 - ・普通自動車運転免許(AT限定可)を有する方又は着任までに取得できる方
 - ・パソコンの一般的な操作ができる方
 - ・田舎暮らしを楽しみながら積極的に活動に取り組める方
 - ・アウトドア(カヤック、サイクリング等)に経験や知識がある方、有格者優遇。店舗等の運営に関心があり、積極的に取り組む意欲のある方
 - ・SNSに関する知識や投稿経験を持つ方を歓迎します。
 - ・只見町に愛着や関心を持っている方
- 勤務時間 原則として1週あたり5日の勤務とし、労働時間の目安を37時間30分と定めるフレックスタイム制(支援組織の指示に従うこと)とします。
- 給与等 町の規定による
- 任用期間 令和8年4月以降(予定)
 - ※最も早い場合であり、個別の事情に応じて対応します。
 - ※採用決定後最低1年以上の勤務を前提とし、最長3年を限度に再任可能です。
- 福利厚生 勤務形態により、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、非常勤職員公務災害保障の加入あり
- 応募方法 下記URL及び二次元コードよりホームページにアクセスし、必要書類をダウンロードしてください。応募用紙に必要事項をご記入の上、持参または郵送により交流推進課まで提出してください。事前に同ホームページ上の募集要項を必ずご確認ください。
(<https://www.town.tadami.lg.jp/recruit/005599.html>)
- 応募期限 2月27日(金)午後5時
- 採用考査 書類選考及び面接試験(考査日時は応募者に別途通知)
- 問合せ先 交流推進課 観光交流係(Tel 82-5240)



只見町HP
採用情報ページ

〈交流推進課〉

衆議院議員総選挙



投票日 2月8日(日)

期日前投票制度が
あります！

投票日に投票所に行けない用事のある場合。
例えば、自営業の方、冠婚葬祭、レジャーや買
い物などの私用でもOK！
次の投票所で期日前投票ができます。



【只見町役場 町下庁舎】期日前投票所 1階玄関ホール

- ・期 間 衆議院議員総選挙 1月28日(水)～2月7日(土)
国 民 審 査 2月 1日(日)～2月7日(土)
- ・時 間 午前8時30分～午後8時

※衆議院議員総選挙と国民審査の期日前投票・不在者投票開始時期
が異なるため、2月1日(日)以降でないと、両方の投票を一度に行
えませんので注意してください。

【朝日公民館】 期日前投票所 1階 談話室

【明和公民館】 期日前投票所 1階 ロビー

- ・期 間 2月4日(水)～2月7日(土)
- ・時 間 午前8時30分～午後5時

※入場券を持参ください。

※期日前投票開始までに入場券が届いていない場合
は身分証明書を持参すれば、投票が可能です。

1. 出稼ぎ等で他の市町村に滞在している方は

- ①宣誓書（請求書）に理由を書いて、只見町の選挙管理委員会に請求して下さい。（郵送に時間がかかるため、早めに請求手続きをしてください）
- ②只見町の選挙管理委員会から「不在者投票証明書封筒」及び「投票用紙等」が送られてきます。
- ③送付された投票用紙、封筒、不在者投票証明書（開封すると投票できません）を持って、出稼ぎ、入院付き添い等の滞在地の選挙管理委員会へ行き投票してください。
- ④投票後、投票用紙が只見町の選挙管理委員会へ送付されます。

2. 病気等で入院中の方は

- ①不在者投票のできる病院（指定病院・施設）に入院中の方は、その病院等で不在者投票ができますので、病院長等に申し出ると本人に代わって投票用紙等の交付請求の手続きをしてくれます。
- ②不在者投票のできる会津管内の主な病院（施設）は次のとおりです。

・こぶし苑	・只見ホーム	・県立南会津病院
・県立宮下病院	・坂下厚生総合病院	・飯塚病院
・竹田総合病院	・芦ノ牧温泉病院	・会津中央病院
・会津西病院	・会津医療センター附属病院	

③付き添いの方は、病院・施設等で投票できません。

1月28日から2月7日までの間に只見町に帰れない場合は、上記
「1. 出稼ぎ等で他の市町村に滞在している方は」の方法により手続
きをしてください。

【只見町選挙管理委員会、只見町明るい選挙推進協議会】

令和7年度 第40回青少年健全育成主張大会 健全育成標語ほか各種表彰式

とき 1月31日(土)

午前9時30分～11時

ところ 季の郷湯ら里 コンベンションホール

町内の青少年の日頃の思いや願い、夢などを話していただきます。ぜひご来場ください。



主張大会発表者及び題名

氏名	所属	題名(仮)
藤田 あかり	只見小学校6年	私の友達
鈴木 遥真	朝日小学校6年	思いやりの心
星 瑛陽	明和小学校6年	自分らしく生きること
菅家 一晟	只見中学校2年	家族をつなぐ欠かせない時間
角田 杏	只見中学校3年	私の宝物
山内 丈大	只見高等学校1年	部活動を通してできた夢

※題名および発表の順番は変更になる場合があります。

主張大会に続いて下記の表彰式を行います。どなたでも列席できますのでこちらもぜひご参加ください。

第34回青少年健全育成標語表彰式

令和7年度只見町教育委員会芸術文化賞、スポーツ優秀選手賞表彰式

第49回町民文芸コンクール表彰式

只見町青少年健全育成町民会議



2026年 3/7(土) 10:00～12:00

場所 南会津町中央公民館(御蔵入交流館)
多目的ホール
定員 20名程度
参加費 無料

電話またはメールにて
お申し込みください。

お申し込みの際には、名前・電話番号・
町村名をお伝えください

窓口：福島県南会津地方振興局（担当：三浦）
電話：0241-62-2061（平日8:30～17:15）
メール：minamiaizu.kenminkankyou
@pref.fukushima.lg.jp

申込締切
3/3(火)

セミナープログラム

受付(9:45～)

①狩猟について

- ・狩猟制度
- ・銃砲所持許可
- ・免許試験の概要
- ・費用や報酬

②ハンターの話を聞こう！

- ・狩猟のやりがい
- ・失敗談
- ・狩猟の実態

など

③体験してみよう！

- ・射撃シミュレーター体験
- ・実物を使ったわな解説

※メールでの申し込みの場合、当地方振興局より受信確認メールをお送りします。受信確認メールの送付には時間がかかる場合がございますので、ご了承ください。

※いただいた個人情報は、当セミナーの業務以外に使用いたしません。

※当日の天候等の状況により、セミナーを中止する場合がございます。

第53回 只見ふるさとの雪まつり 「ミニ雪像コンテスト」作品募集!!

町内に雪像を作成することで只見町の雪に親しみ、楽しく過ごしていただくため「ミニ雪像コンテスト」を開催します。たくさんのご応募をお待ちしています。

■応募について

(1) テーマ「自慢のミニ雪像」

雪まつりにお越しただく方を歓迎する意味も込めて、2月15日（日）までの雪まつりの間、町内に自作した雪像を写真に収め、写真に素敵なタイトルをつけてご応募ください。応募は1人（団体、グループ）1作品までとします。

※作品は、公式HPやFacebook等でご紹介しますので、ご了承ください。

(2) 応募方法

応募用紙（裏面）の項目を全て記入し、下記の内容を同封し郵送または持参ください。デジタルデータでの提出も可能です。その際は、メールにて提出していただくか、SDカード等を事務局まで持参ください。

○アングル

雪像全体が映っているもの

※人物が写っていない写真に限ります。

○サイズ

【郵送または持参提出の場合】A4カラー版

【メール提出の場合】A4サイズでプリント可能なデジタルデータ

(3) 応募締切 2月20日（金）午後5時必着

(4) 応募先

〒968-0421 只見町大字只見字町下2591-30

只見町役場町下庁舎 只見ふるさとの雪まつり実行委員会（交流推進課内）宛

Eメール：yukimatsuri@town.tadami.lg.jp

(5) 審査

○審査会 3月中旬に審査会を行う予定です。

○各賞 最優秀賞 1点（只見町商品券20,000円分）

優秀賞 2点（只見町商品券10,000円分）

入選 10点（只見町商品券3,000円分）

○表彰 各賞について賞状、商品券の送付をもって表彰とします。

(6) その他

・応募作品は、雪まつり公式HP、Facebook等でご紹介します。

・応募された作品の版権は、雪まつり実行委員会に属することとし、雪まつりのポスター、チラシなどの広報物で使用する場合があります。

■問合せ先

只見ふるさとの雪まつり実行委員会（交流推進課内 TEL825240）



第53回 只見ふるさとの雪まつり
ミニ雪像コンテスト
応募用紙

作品タイトル名			
応募者氏名 (団体の場合、団体名及び 代表者名)			
応募者住所	只見町大字	字	
電話番号	- - -		
雪像の場所	只見町大字	字	
撮影日	令和8年	月	日

只見町無料職業紹介所求人情報

■詳しい内容を知りたい方、掲載を希望される事業所は只見町無料職業紹介所(電話82-5240)へお問い合わせください。

求人者名	職種	賃金	所在地・就業場所	就業時間	加入保険等	必要な免許資格
(株)ニッコクトラスト	【正社員以外】 清掃員 雇用期間の定めあり 4か月以上 4月10月に契約更新	時給 1,033円~	郡山市桑野3-19-6 電話:070-1544-3385 就業場所 J-POWERハイテック只見寮 電源開発白雪寮	交替制なし 8:30~12:00(只見寮) 13:00~17:00(白雪寮)	雇用 労災 健康	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
	【正社員以外】 給食配送員 雇用期間の定めあり 4か月以上 4月10月に契約更新	時給 1,033円~	郡山市桑野3-19-6 電話:070-1544-3385 就業場所 只見町学校給食センター	交替制なし 11:00~14:00	雇用 労災	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
	【正社員以外】 清掃員 雇用期間の定めあり 4か月以上 4月10月に契約更新	時給 1,033円~	郡山市桑野3-19-6 電話:070-1544-3385 就業場所 明和保育所	交替制なし 14:00~16:00	雇用 労災	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
	【正社員以外】 調理員(臨時) 雇用期間の定めあり 4か月以上 4月10月に契約更新	時給 1,300円~	郡山市桑野3-19-6 電話:070-1544-3385 就業場所 J-POWERハイテック只見寮	交替制あり 6:00~14:30 8:30~17:00 6:00~8:30 14:00~17:00 ※土、日、祝日休業	雇用 労災 健康 厚生	特になし
	【正社員以外】 調理員(臨時) 雇用期間の定めあり 4か月以上 4月10月に契約更新	月額 230,000円~	郡山市桑野3-19-6 電話:070-1544-3385 就業場所 電源開発白雪寮	交替制あり 6:00~14:30 11:30~20:00		
	【正社員以外】 調理員 雇用期間の定めあり 4か月以上 4月10月に契約更新	時給 1,500円~	郡山市桑野3-19-6 電話:070-1544-3385 就業場所 電源開発白雪寮	交替制あり 6:00~14:30 11:30~20:00		
	【正社員以外】 調理員 雇用期間の定めあり 4か月以上 4月10月に契約更新	月額 260,000円~	郡山市桑野3-19-6 電話:070-1544-3385 就業場所 只見町保育所	交替制なし 8:00~17:00 契約社員 8:00~17:00 パート(代替)	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可) 調理師、栄養士の資格
只見町商工会	【パート】 雪んこタクシー(オペレーター)	時給 1,040円	只見字宮前1308 電話:82-2380	交替制あり 7:00~12:00 12:00~16:30	雇用	なし
社会福祉法人南陽会	【正社員以外】 世話人兼支援員 令和7年12月～令和8年3月まで ※更新の可能性あり	時給 1,175円	南会津町長野字上ノ山 3417-2 電話:0241-62-5088 就業場所 社会福祉法人南陽会こまどり荘	交替制あり 7:00~10:30 17:00~20:30 9:00~17:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
福島県立只見高等学校	【パート】 華道指導員(嘱託) 令和7年8月1日～令和8年3月31日まで	日額 5,000円~	只見字根岸2358 電話:82-2148	交替制なし 16:00~17:30 ※平日のみ	なし	流派不問
	【パート】 ボイラー技士兼校務員 (特定会計年度任用職員) 令和8年4月1日～令和9年3月31日まで	日給 8,100円	只見字根岸2358 電話:82-2148	交代制なし 8:30~16:45	雇用 労災 健康 厚生	二級ボイラー技士 職業紹介所からの紹介状 普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
(株)只見町観光公社	【パート】 サービス業(清掃業務) (奥会津ただみの森キャンプ場) (令和8年4月下旬予定)	時給 1,050円	只見字田の口24 勤務地:只見町観光公社の管理施設 電話:83-1733	交替制あり 9:00~16:00 ※平日休み ※交替勤務	労災	普通自動車運転免許一種 (AT限定不可)
	【パート】 サービス業(販売・管理・清掃業務) (田子倉レイクビュー) (令和8年4月下旬予定)	時給 1,050円	只見字田の口24 勤務地:只見町観光公社の管理施設 電話:83-1733	交替制あり 9:00~16:00 ※平日休み ※交替勤務	労災	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
	【正社員】 サービス業 (インフォメーションセンター業務、 送迎及び運搬配達業務、 総務事務、アウトドア施設管理) 試用期間あり	月額 184,800円~	只見字田の口24 勤務地:只見町観光公社の管理施設 電話:83-1733	交替制あり 8:00~17:00 ※平日休み ※交替勤務	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定不可)
(有)丸平	【正社員】 現場作業員	月額 200,000円~	只見字田中1165 電話:82-2145	交代制なし 8:00~17:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定不可)

あいあい薬局 只見店	【正社員】 薬局事務	月額 176,000円～ 193,000円	会津若松市門田町日吉小金井2 電話:080-4950-9020 就業場所 あいあい薬局只見店	交替制なし 8:30～17:30 9:00～18:00 ※土曜日 9:00～14:00まで	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可) ※入社後、「登録販売者資格」 を取得。費用会社負担
(有)馬場ファーム	【正社員】 畜産業	月額 【高卒程度】 244,566円 【大卒程度】 260,080円	塩ノ岐字柳原2-1 電話:090-5599-6492	交替制なし ①8:00～17:00 通常の就業時間 ②7:00～16:00 ③6:00～15:00 ※②と③出荷の予定により就業時間 の変更あり	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
グループホーム 和の里	【正社員】 介護業務全般	月額 179,510円～ 216,310円	小林字七十苅622-1 電話:86-2008	交替制あり 7:00～16:00 9:00～18:00 11:00～20:00 16:00～翌10:00(夜勤)	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
(株) コスモメディカル サポート 桜の丘みらい	【正社員】 介護業務全般 送迎業務あり	月額 179,510円～ 216,310円	只見字原707-1 電話:82-5006	交替制あり 7:00～16:00 9:00～18:00 11:00～20:00 16:00～翌10:00(夜勤)	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
	【正社員以外】 介護員及び調理	時給 1,033円～ 1,113円		交替制あり 8:00～18:00 の内5時間程度 ※勤務時間応相談	雇用 労災	特になし
特別養護 老人ホーム 只見ホーム	【正社員以外】 準介護員(臨時) 雇用期間の定めあり 4か月以上	日給 9,430円	長浜字久保田1 電話:84-7550	交替制あり 7:00～16:00 7:30～16:30 9:00～18:00 9:30～18:30 10:00～19:00 10:30～19:30 17:00～翌10:00(夜勤) ※夜勤については要相談	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
(株)南会西部建設 コーポレーション 南会津事業所	【正社員】 運転手 作業員 工事管理	日額 9,000円～	大倉字上田162-1 電話:86-2131	交替制なし 8:00～17:00	雇用 労災 健康 厚生 建退共	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
吉野建設(株)	【正社員】 現場作業員、運転手	日額 9,200円～	梁取字御東1882 電話:86-2116	交替制なし 8:00～17:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
(株)川合車輛	【正社員】 建設機械オペレーター	日額 9,000円～	只見字新町2192-1 電話:82-2508	交替制なし 8:00～17:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定不可)
	【正社員】 工務事務(技術系)	月額 200,000円～				
永光建設(株)	【正社員】 工務事務(技術系)	月額 198,000円～	檣戸字二本柳1437-1 電話:82-2155	交替制なし 8:00～17:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定不可) 普通免許以外の資格は会社で 負担
	【正社員】 建設機械オペ	日額 9,000円～				
ヤマサ商店	【パート・アルバイト】 食品製造	時給 1,033円～	叶津字入叶津30 電話:82-3401	交替制なし 8:30～17:00 9:00～16:00 ※時間、曜日要相談	雇用 労災	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
(株)南栄通商 只見営業所	【正社員】 建設機械レンタル及び 建設資材販売 業務全般	月額 185,000円～ 200,000円	福井字後田16-1 電話:84-2106	交代制なし 8:00～17:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定不可)

令和8年 町民税・県民税の申告相談について

○所得税の申告相談（確定申告）もあわせて行います。

○対象地区で申告できない方は、対象地区が全町の只見・朝日・明和公民館が申告相談会場の際に申告ください。

○申告受付の町民税務係職員は各会場に出かけます。役場庁舎では申告相談をお受けできませんので、各会場で申告されるようにご協力をお願いします。

◎申告をしなければならない方

令和8年1月1日現在、只見町に住所があり、

令和7年1月1日から令和7年12月31日の間に次のような収入のあった方。

- ・営業、農業、地代・家賃、配当、譲渡、満期返戻金などの収入のあった方。
 - ・給与や賃金、報酬などを2ヶ所以上から受けている方。
 - ・給与所得者で年末調整をされていない方。
 - ・年金を2ヶ所以上から受給されている方。
 - ・年金受給者（昭和36年1月1日以前生まれ：65歳以上）で収入額110万円以上。
 - ・年金受給者（昭和36年1月2日以後生まれ：65歳未満）で収入額60万円以上。
- ※ただし、収入のない方でも、国民健康保険に加入している方、並びに障害年金（短期）受給者、国民年金保険料免除申請、後期高齢者医療保険、介護保険などで、所得証明が必要な場合がありますので、できるだけ申告するようにして下さい。

◎申告期間・申告会場

- ・期間と会場は日程表のとおりです。
- ・税務署から通知のあった方は、税務署へ直接提出されるか、通知書を申告会場へ持参してください。

◎申告にお持ちいただくもの

○収入がわかるもの

（給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票、保険等の支払通知書など）

○営業、農業、不動産の所得のある人は、収入支出のわかるもの

（※経費の領収書等は科目ごとに必ず集計・整理して持参下さい）

○各種所得控除を受けられる場合は

- ・社会保険料控除…国民年金の控除証明書、後期高齢や介護保険料などの領収書
- ・生命保険料控除…控除証明書
- ・地震保険料控除…控除証明書
- ・障害者控除…障害者手帳または控除認定書等
- ・医療費控除…領収書等（※医療を受けた人、病院ごとに整理して下さい）
- ・セルフメディ

ケーション税制…①予防接種等の領収書（原本）又は健康診断書の結果通知書の写し等

②対象医薬品購入の領収書等

○マイナンバー制度導入に伴い、申告書に、マイナンバーの記載が必要になります。

申告相談会場にお越しの際は、次の書類をご持参ください。

- ・マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード。
- ・マイナンバーカードをお持ちでない方は、通知カードまたはマイナンバー入りの住民票と、運転免許証または被保険者証など本人確認ができる書類を一つ。

次に該当する方は、収入や支出の分かる精算販売通知等・領収書や納入通知書・契約書・証明書等により収支内訳を整理し申告会場においてください。(集計した資料を持参してください。)

※ 平成26年1月から個人の白色申告の方で、農業や事業、不動産貸付等を行うすべての方は、記帳と帳簿書類の保存が義務化されています。該当する方は、申告会場に帳簿をご持参ください。

- ◆ **農業収入のある方** (農地を耕作し作物を作っている方、ただし家庭菜園程度は除く)
申告には 収入金額の書類(JA販売精算通知書・生産者別検査結果通知書(米屋)等・庭先販売書・家事消費(保有米)・事業消費(贈答用)の数量、金額・自家用野菜の作付面積等) や経費の書類(育苗費、肥料費、農薬費、燃料光熱水費等の領収書等) とそれらを収支内訳書類に整理し持参ください。
- ◆ **営業収入のある方** (商店・食堂・理容・美容・大工・左官・板金業などの収入)
仕入れや売上・必要経費の明細書や給与の支払書などから収支内訳書を作成し持参ください。
- ◆ **譲渡収入のある方** (土地や家屋などの売買による収入)
領収書や譲渡金額が分かる書類を持参ください。
- ◆ **不動産収入のある方** (土地や家屋などの貸付けによる収入)
農業経営をされておらずに、農地を貸して受領した小作料も不動産収入になります。
契約書や領収書を持参ください。(米など現物で受け取った場合も対象になりますので、受取った数量がわかるようにしてください。)
- ◆ **山林収入のある方** (山林の伐採や売買による収入)
領収書や収入金額が分かる書類を持参ください。
- ◆ **その他の収入のある方** (耕賃収入、分配金、配当金、契約に基づく年金などの収入)
収入・支出の明細書から収支内訳書を作成し根拠資料を持参ください。

※ 町民税・県民税の計算方法

均等割、所得割及び森林環境税を合算したものが税額となります。

- ① 均等割 町民税 3,000円 県民税 2,000円
(※1) 県民税均等割の額 には、森林環境税(県税) 1,000円が含まれています。
(森林環境税(県税) は令和8年4月1日より
「ふくしま森林(もり)づくり県民税」に名称が変更)
- ② 所得割 収入金額 - 必要経費 = 所得金額
所得金額 - 所得控除額(別表のとおり) = 課税所得金額
課税所得金額 × 税率(町民税6%、県民税4%) = 税額
- ③ 森林環境税(国税) 1,000円
(※2) 令和6年度より均等割と併せて課税されています。税収の全額が、森林環境贈与税として地方に贈与され、森林整備及びその促進の費用として利用されます。

※平成27年4月より寄付金のワンストップ特例制度が開始されました。この制度は確定申告を必要としない給与所得者等に限り、寄付先が5自治体以内であれば確定申告が不要となる制度です。ワンストップ特例制度を受けるためには各寄付先の自治体に申請書の提出が必要となります。

令和8年 町県民税申告相談日程表（2月9日～3月16日）

日 程			相 談 時 間	会 場	対 象 地 区	会場電話	日 程			相 談 時 間	会 場	対 象 地 区	会場電話
月	日	曜					月	日	曜				
2 月	9 月	日	9:30～11:30	蒲生集会施設	宮 原		2 月	日	曜	9:30～11:30	朝 日 公 民 館 (農事研修室)	黒谷沖・根木屋	84-2111
			13:30～15:30		居 平・久保					13:30～15:30		上 福 井・沢 口	
	10 火	日	9:30～11:30	八木沢集会施設	叶 津		3 火	日	曜	9:30～11:30	二軒在家集会施設	二軒在家・塩ノ岐	86-2910
			13:30～15:30		八木沢・入叶津					13:30～15:30		塩ノ岐集会施設	
	12 木	日	9:30～11:00	黒沢集会施設	黒 沢		4 水	日	曜	9:30～11:30	梁取集会施設	沖	86-2805
			13:30～15:30	塩沢集会施設	塩沢、十島、寄岩	82-2258				13:30～15:30		御 東・大 田	
	13 金	日	9:30～11:00	宮渕集会施設	宮 渕	82-3134	5 木	日	曜	9:30～11:30	大倉集会施設	上田、前沢口、沢ノ目、広田面	86-2808
			13:30～15:30	只見公民館(1F学習室)	上 町	82-2141				13:30～15:30		塞田、前田、中地、田向、礼堂	
	16 月	日	9:30～11:30	只見公民館 (1F学習室)	宮前・館ノ川・ 只見沖・新屋敷	82-2141	7 土	日	曜	9:30～15:30	朝日公民館(農事研修室)	朝日地区・全町	84-2111
			13:30～15:30							9:30～11:30		坂田生活改善センター	86-2806
	17 火	日	9:30～11:30	只見公民館 (1F学習室)	新町・原・田 中	82-2141	9 月	日	曜	13:30～15:30	布沢集会施設	坂田・布 沢	86-2048
			13:30～15:30							9:30～11:30		小 林	86-2111
	19 木	日	9:30～11:30	櫛戸集会施設	櫛戸(上ミ方以外)	82-2807	10 火	日	曜	13:30～15:30	明和公民館 (1F和室)	上下前田、上平、鳥居田	
			13:30～15:30		上ミ方、荒井原、肘折					13:30～15:30		小 林	
	20 金	日	9:30～11:30	小川集会施設	上 村	84-2806	11 水	日	曜	9:30～15:30	明和公民館(1F和室)	上川原、上下照岡、七十苅、外出、戸石	86-2111
			13:30～15:30		下村・関野					9:30～15:30		明和地区・全町	
	24 火	日	9:30～11:00	黒谷入集会施設	黒 谷 入	84-2941	12 木	日	曜	9:30～15:30	只見公民館(1F学習室)	只見地区・全町	82-2141
			13:30～15:30	下福井集会施設	下 福 井	84-2808				13:30～15:30		全 町	
	25 水	日	9:30～11:30	長浜集会施設	長 浜 ・ 荒 島	84-2600	13 金	日	曜	9:30～15:30	只見公民館(1F学習室)	全 町	82-2141
			13:30～15:30							9:30～11:30		全 町	
	26 木	日	9:30～11:30	亀岡集会施設	熊倉・亀岡・深沢		14 月	日	曜	9:30～15:30	只見公民館(1F学習室)	全 町	82-2141
			13:30～15:30							13:30～15:30		全 町	
	27 金	日	9:30～11:30	朝 日 公 民 館 (農事研修室)	蓮 の 原	84-2111	15 火	日	曜	9:30～11:30	只見公民館(1F学習室)	全 町	82-2141
			13:30～15:30		町					13:30～15:30		全 町	

留意事項

- ・日程表に記載されていない日は相談対象外です。
- ・同一会場で複数地区の相談を行う日程は、混雑する場合があります。
- ・各日程11時30分～13時30分は休憩・準備のため相談時間外です。
- ・体温が37.5℃以上ある方は、来場をお控えください。



所得税・住民税の所得控除一覧表【R8】

税目 控除項目	所 得 税	住 民 税																																																																																										
1. 雜損控除	「損害金額 - 保険金などで補填される金額」 = 「A」 の金額を基として計算した、次の①と②のいずれか多い方の金額 ① 「A」の金額 - (総所得金額等の合計額×10%) ② 「A」の金額のうち災害関連支出の金額 - 5万円																																																																																											
2. 医療費控除 <u>(3と選択適用)</u>	(支払った医療費の額 - 保険金などで補填される金額) - (10万円と「総所得金額等の合計額の5%」のいずれか少ない方の金額) (最高限度額200万円)																																																																																											
3. セルフメディケーション税制 <u>(2と選択適用)</u>	支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額 - 保険金などで補填される金額 - 12,000円 (最高限度額88,000円) ※一定の取組(予防接種等)が確認できる書類(領収書等)も必要となります。																																																																																											
4. 社会保険料控除	支 払 つ た 金 領 の 全 額																																																																																											
5. 小規模企業共済掛金等控除	支 払 つ た 金 領 の 全 額																																																																																											
6. 生命保険料控除	<p>○平成23年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約) 　・支払った保険料が25,000円まではその金額 　・25,000円～50,000円までの保険料×1/2+12,500円 　・50,000円～100,000円までの保険料×1/4+25,000円 　・100,001円以上は一律 50,000円 　※個人年金保険料は上記による額を別に加算します。</p> <p>○平成24年1月1日以後に締結した保険契約(新契約) 　・支払った保険料が20,000円まではその金額 　・20,000円～40,000円までの保険料×1/2+10,000円 　・40,000円～80,000円までの保険料×1/4+20,000円 　・80,001円以上は一律 40,000円 　※介護医療保険料・個人年金保険料は上記による額を別に加算します。</p> <p>(注)各保険料控除の合計適用限度額は120,000円 (注)一般生命保険料・個人年金保険料について新契約・旧契約の両方について控除適用の場合は40,000円が限度</p>	<p>○平成23年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約) 　・支払った保険料が15,000円まではその金額 　・15,000円～40,000円までの保険料×1/2+7,500円 　・40,000円～70,000円までの保険料×1/4+17,500円 　・70,001円以上は一律 35,000円 　※個人年金保険料は上記による額を別に加算します。</p> <p>○平成24年1月1日以後に締結した保険契約(新契約) 　・支払った保険料が12,000円まではその金額 　・12,000円～32,000円までの保険料×1/2+6,000円 　・32,000円～56,000円までの保険料×1/4+14,000円 　・56,001円以上は一律 28,000円 　※介護医療保険料・個人年金保険料は上記による額を別に加算します。</p> <p>(注)各保険料控除の合計適用限度額は70,000円 (注)一般生命保険料・個人年金保険料について新契約・旧契約の両方について控除適用の場合は28,000円が限度</p>																																																																																										
7. 地震保険料控除	<p>①地震保険 　・支払った保険料 最高50,000円</p> <p>②旧長期保険(平成18年12月31日までに契約したもの) 　・支払った保険料10,000円まではその金額 　・10,001～20,000円までの保険料×1/2+5,000円 　・20,001円以上は一律 15,000円</p> <p>③両方ある場合 ①+②の額 最高限度額 50,000円 　なお、1枚の証明書で両方ある場合は合算できません。</p>	<p>① 地震保険 　・50,000円までの保険料×1/2 　・50,000円以上は一律 25,000円</p> <p>② 旧長期保険(平成18年12月31日までに契約したもの) 　・支払った保険料5,000円まではその金額 　・5,001～15,000円までの保険料×1/2+2,500円 　・15,001円以上は一律 10,000円</p> <p>③ 両方ある場合①+②の額 最高限度額 25,000円 　なお、1枚の証明書で両方ある場合は合算できません。</p>																																																																																										
8. 寄付金控除	<p>対象となる寄附金(合計で2,000円を超えるもの)</p> <p>①国又は地方公共団体に対する寄附金 　(東日本大震災や豪雨災害に対する義援金が含まれる)</p> <p>②日本赤十字社などの公益社団法人に対する寄附金</p> <p>③社会福祉法人などの特定公益増進法人に対する寄附金</p> <p>その他、認定NPO法人や政治活動に関する寄附金など</p> <p>※寄付金の受領書を持参してください。</p>	<p>対象となる寄附金(合計で2,000円を超えるもの)</p> <p>①地方公共団体に対する寄附金 　(東日本大震災や豪雨災害に対する義援金が含まれる)</p> <p>②日本赤十字社福島県支部、福島県共同募金会に対する寄附金</p> <p>③社会福祉協議会等の条例で指定する団体に対する寄附金</p> <p>※寄付金の受領書を持参してください。</p>																																																																																										
9. 障害者控除	270,000円(一般的障害者) 400,000円(特別障害者) 750,000円(同居特別障害者)	260,000円(一般的障害者) 300,000円(特別障害者) 530,000円(同居特別障害者)																																																																																										
10. ひとり親控除	350,000円(本人の合計所得500万円以下で未婚、離別、死別で子の扶養有)	300,000円(本人の合計所得500万円以下で未婚、離別、死別で子の扶養有)																																																																																										
11. 寡婦控除	270,000円(本人の合計所得500万円以下で離別、死別で子以外の扶養有又は死別で扶養無)	260,000円(本人の合計所得500万円以下で離別、死別で子以外の扶養有又は死別で扶養無)																																																																																										
12. 勤労学生控除 (合計所得 85万円以下)	270,000円	260,000円																																																																																										
13. 配偶者控除 (合計所得額 58万円以下)	<table border="1"> <tr> <th>本人の合計所得額</th> <th>一般控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> <tr> <td>900万円以下</td> <td>380,000円</td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>260,000円</td> <td>320,000円</td> </tr> <tr> <td>950万円超 1,000万円以下</td> <td>130,000円</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </table>	本人の合計所得額	一般控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	380,000円	480,000円	900万円超 950万円以下	260,000円	320,000円	950万円超 1,000万円以下	130,000円	160,000円	1,000万円超	0円	0円	<table border="1"> <tr> <th>本人の合計所得額</th> <th>一般控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> <tr> <td>900万円以下</td> <td>330,000円</td> <td>380,000円</td> </tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>220,000円</td> <td>260,000円</td> </tr> <tr> <td>950万円超 1,000万円以下</td> <td>110,000円</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </table>	本人の合計所得額	一般控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	330,000円	380,000円	900万円超 950万円以下	220,000円	260,000円	950万円超 1,000万円以下	110,000円	130,000円	1,000万円超	0円	0円																																																												
本人の合計所得額	一般控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																																																																																										
900万円以下	380,000円	480,000円																																																																																										
900万円超 950万円以下	260,000円	320,000円																																																																																										
950万円超 1,000万円以下	130,000円	160,000円																																																																																										
1,000万円超	0円	0円																																																																																										
本人の合計所得額	一般控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																																																																																										
900万円以下	330,000円	380,000円																																																																																										
900万円超 950万円以下	220,000円	260,000円																																																																																										
950万円超 1,000万円以下	110,000円	130,000円																																																																																										
1,000万円超	0円	0円																																																																																										
14. 配偶者特別控除	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得額</th> <th colspan="3">本人の合計所得額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1000万円以下</th> </tr> <tr> <td>58万円超 95万円以下</td> <td>380,000円</td> <td>260,000円</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>360,000円</td> <td>240,000円</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>310,000円</td> <td>210,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>260,000円</td> <td>180,000円</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>210,000円</td> <td>140,000円</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>160,000円</td> <td>110,000円</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>110,000円</td> <td>80,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>60,000円</td> <td>40,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>30,000円</td> <td>20,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>133万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </table>	配偶者の合計所得額	本人の合計所得額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	58万円超 95万円以下	380,000円	260,000円	130,000円	95万円超 100万円以下	360,000円	240,000円	120,000円	100万円超 105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円	105万円超 110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円	110万円超 115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円	115万円超 120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円	120万円超 125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円	125万円超 130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円	130万円超 133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円	133万円超	0円	0円	0円	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得額</th> <th colspan="3">本人の合計所得額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1000万円以下</th> </tr> <tr> <td>58万円超 100万円以下</td> <td>330,000円</td> <td>220,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>310,000円</td> <td>210,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>260,000円</td> <td>180,000円</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>210,000円</td> <td>140,000円</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>160,000円</td> <td>110,000円</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>110,000円</td> <td>80,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>60,000円</td> <td>40,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>30,000円</td> <td>20,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>133万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </table>	配偶者の合計所得額	本人の合計所得額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	58万円超 100万円以下	330,000円	220,000円	110,000円	100万円超 105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円	105万円超 110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円	110万円超 115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円	115万円超 120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円	120万円超 125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円	125万円超 130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円	130万円超 133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円	133万円超	0円	0円	0円
配偶者の合計所得額	本人の合計所得額																																																																																											
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下																																																																																									
58万円超 95万円以下	380,000円	260,000円	130,000円																																																																																									
95万円超 100万円以下	360,000円	240,000円	120,000円																																																																																									
100万円超 105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円																																																																																									
105万円超 110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円																																																																																									
110万円超 115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円																																																																																									
115万円超 120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円																																																																																									
120万円超 125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円																																																																																									
125万円超 130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円																																																																																									
130万円超 133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円																																																																																									
133万円超	0円	0円	0円																																																																																									
配偶者の合計所得額	本人の合計所得額																																																																																											
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下																																																																																									
58万円超 100万円以下	330,000円	220,000円	110,000円																																																																																									
100万円超 105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円																																																																																									
105万円超 110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円																																																																																									
110万円超 115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円																																																																																									
115万円超 120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円																																																																																									
120万円超 125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円																																																																																									
125万円超 130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円																																																																																									
130万円超 133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円																																																																																									
133万円超	0円	0円	0円																																																																																									

裏面もご覧ください

15. 扶養控除 (合計所得金額 58万円以下)	380,000円 (一般の控除対象扶養親族: 16~18歳、23~69歳) 630,000円 (特定の扶養親族: 19~22歳) 480,000円 (老人扶養: 70歳以上) 580,000円 (同居老親等: 70歳以上)	330,000円 (一般の控除対象扶養親族: 16~18歳、23~69歳) 450,000円 (特定の扶養親族: 19歳~22歳) 380,000円 (老人扶養: 70歳以上) 450,000円 (同居老親等: 70歳以上)																																																																						
16. 特定親族 特別控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特定親族の合計所得額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>58万円超 85万円以下</td><td>630,000円</td></tr> <tr><td>85万円超 90万円以下</td><td>610,000円</td></tr> <tr><td>90万円超 95万円以下</td><td>510,000円</td></tr> <tr><td>95万円超 100万円以下</td><td>410,000円</td></tr> <tr><td>100万円超 105万円以下</td><td>310,000円</td></tr> <tr><td>105万円超 110万円以下</td><td>210,000円</td></tr> <tr><td>110万円超 115万円以下</td><td>110,000円</td></tr> <tr><td>115万円超 120万円以下</td><td>60,000円</td></tr> <tr><td>120万円超 123万円以下</td><td>30,000円</td></tr> </tbody> </table>	特定親族の合計所得額	控除額	58万円超 85万円以下	630,000円	85万円超 90万円以下	610,000円	90万円超 95万円以下	510,000円	95万円超 100万円以下	410,000円	100万円超 105万円以下	310,000円	105万円超 110万円以下	210,000円	110万円超 115万円以下	110,000円	115万円超 120万円以下	60,000円	120万円超 123万円以下	30,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特定親族の合計所得額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>58万円超 85万円以下</td><td></td></tr> <tr><td>85万円超 90万円以下</td><td>450,000円</td></tr> <tr><td>90万円超 95万円以下</td><td></td></tr> <tr><td>95万円超 100万円以下</td><td>410,000円</td></tr> <tr><td>100万円超 105万円以下</td><td>310,000円</td></tr> <tr><td>105万円超 110万円以下</td><td>210,000円</td></tr> <tr><td>110万円超 115万円以下</td><td>110,000円</td></tr> <tr><td>115万円超 120万円以下</td><td>60,000円</td></tr> <tr><td>120万円超 123万円以下</td><td>30,000円</td></tr> </tbody> </table>	特定親族の合計所得額	控除額	58万円超 85万円以下		85万円超 90万円以下	450,000円	90万円超 95万円以下		95万円超 100万円以下	410,000円	100万円超 105万円以下	310,000円	105万円超 110万円以下	210,000円	110万円超 115万円以下	110,000円	115万円超 120万円以下	60,000円	120万円超 123万円以下	30,000円																														
特定親族の合計所得額	控除額																																																																							
58万円超 85万円以下	630,000円																																																																							
85万円超 90万円以下	610,000円																																																																							
90万円超 95万円以下	510,000円																																																																							
95万円超 100万円以下	410,000円																																																																							
100万円超 105万円以下	310,000円																																																																							
105万円超 110万円以下	210,000円																																																																							
110万円超 115万円以下	110,000円																																																																							
115万円超 120万円以下	60,000円																																																																							
120万円超 123万円以下	30,000円																																																																							
特定親族の合計所得額	控除額																																																																							
58万円超 85万円以下																																																																								
85万円超 90万円以下	450,000円																																																																							
90万円超 95万円以下																																																																								
95万円超 100万円以下	410,000円																																																																							
100万円超 105万円以下	310,000円																																																																							
105万円超 110万円以下	210,000円																																																																							
110万円超 115万円以下	110,000円																																																																							
115万円超 120万円以下	60,000円																																																																							
120万円超 123万円以下	30,000円																																																																							
17. 基礎控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得額</th> <th>基礎控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>132万以下</td><td>950,000円</td></tr> <tr><td>132万円超 336万円以下</td><td>880,000円</td></tr> <tr><td>336万円超 489万円以下</td><td>680,000円</td></tr> <tr><td>489万円超 655万円以下</td><td>630,000円</td></tr> <tr><td>655万円超 2,350万円以下</td><td>580,000円</td></tr> <tr><td>2,350万円超 2,400万円以下</td><td>480,000円</td></tr> <tr><td>2,400万円超 2,450万円以下</td><td>320,000円</td></tr> <tr><td>2,450万円超 2,500万円以下</td><td>160,000円</td></tr> </tbody> </table>	合計所得額	基礎控除額	132万以下	950,000円	132万円超 336万円以下	880,000円	336万円超 489万円以下	680,000円	489万円超 655万円以下	630,000円	655万円超 2,350万円以下	580,000円	2,350万円超 2,400万円以下	480,000円	2,400万円超 2,450万円以下	320,000円	2,450万円超 2,500万円以下	160,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得額</th> <th>基礎控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>132万以下</td><td></td></tr> <tr><td>132万円超 336万円以下</td><td></td></tr> <tr><td>336万円超 489万円以下</td><td>430,000円</td></tr> <tr><td>489万円超 655万円以下</td><td></td></tr> <tr><td>655万円超 2,350万円以下</td><td></td></tr> <tr><td>2,350万円超 2,400万円以下</td><td></td></tr> <tr><td>2,400万円超 2,450万円以下</td><td>290,000円</td></tr> <tr><td>2,450万円超 2,500万円以下</td><td>150,000円</td></tr> </tbody> </table>	合計所得額	基礎控除額	132万以下		132万円超 336万円以下		336万円超 489万円以下	430,000円	489万円超 655万円以下		655万円超 2,350万円以下		2,350万円超 2,400万円以下		2,400万円超 2,450万円以下	290,000円	2,450万円超 2,500万円以下	150,000円																																		
合計所得額	基礎控除額																																																																							
132万以下	950,000円																																																																							
132万円超 336万円以下	880,000円																																																																							
336万円超 489万円以下	680,000円																																																																							
489万円超 655万円以下	630,000円																																																																							
655万円超 2,350万円以下	580,000円																																																																							
2,350万円超 2,400万円以下	480,000円																																																																							
2,400万円超 2,450万円以下	320,000円																																																																							
2,450万円超 2,500万円以下	160,000円																																																																							
合計所得額	基礎控除額																																																																							
132万以下																																																																								
132万円超 336万円以下																																																																								
336万円超 489万円以下	430,000円																																																																							
489万円超 655万円以下																																																																								
655万円超 2,350万円以下																																																																								
2,350万円超 2,400万円以下																																																																								
2,400万円超 2,450万円以下	290,000円																																																																							
2,450万円超 2,500万円以下	150,000円																																																																							
18. 白色事業 専従者控除	専従者一人につき、次のいずれかの低い金額を控除する。 1、配偶者 860,000円、配偶者以外 500,000円 2、(事業所得金額) ÷ (専従者の数+1)																																																																							
19. 令和7年度 税制改正 について (今年からの 変更点まとめ)	<p>令和7年度税制改正により昨年度から以下の部分が変更となっております。ご留意ください。</p> <p>1、基礎控除の見直し 合計所得に応じた基礎控除額が「所得税のみ」引き上げとなりました。引き上げ後の基礎控除額は上記「17. 基礎控除」の項目をご確認ください。</p> <p>2、給与所得控除の見直し 給与所得について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。比較については以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">給与の収入金額</th> <th colspan="2">給与所得控除額</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>162万5,000円以下</td><td>550,000円</td><td></td></tr> <tr><td>162万5,000円超 180万円以下</td><td>その収入金額 × 40% - 100,000円</td><td></td></tr> <tr><td>180万円超 190万円以下</td><td>その収入金額 × 30% + 80,000円</td><td></td></tr> <tr><td>190万円超 360万円以下</td><td>その収入金額 × 20% + 440,000円</td><td></td></tr> <tr><td>360万円超 660万円以下</td><td>その収入金額 × 10% + 1,100,000円</td><td></td></tr> <tr><td>660万円超 850万円以下</td><td>1,950,000円</td><td></td></tr> <tr><td>850万円超</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>3、特定親族特別控除の創設 扶養親族とならない所得がある大学生世代（19歳以上23歳未満）の親族について、所得が58万円超~123万円未満であれば、段階的に一定の控除を受けることが出来る「特定親族特別控除」が新設されました。控除額については上記「16. 特定親族特別控除」の項目をご覧ください。（配偶者、青色及び白色専従者を除きます）。</p> <p>4、扶養親族等の所得要件の改正 基礎控除及び給与所得控除の改正に伴い、扶養親族等の所得要件も改正となりました。比較については以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">扶養親族等の区分等</th> <th colspan="2">所得要件</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ひとり親が有する生計を一にする子の総所得額等</td><td>580,000円</td><td>480,000円</td></tr> <tr><td>雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得額</td><td>58万円超 133万円以下</td><td>48万円超 133万円以下</td></tr> <tr><td>勤労学生の合計所得額</td><td>850,000円</td><td>750,000円</td></tr> <tr><td>家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保証額</td><td>650,000円</td><td>550,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>5、給与所得者の非課税となる収入の上限について 「所得税のみ」基礎控除上限が引き上げとなつたことで、非課税となる収入の上限額が変更となります。給与所得者の所得税及び住民税の非課税となる収入金額は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">給与収入金額</th> <th colspan="2">改正後</th> <th colspan="2">改正前</th> </tr> <tr> <th>所得税</th> <th>住民税</th> <th>所得税</th> <th>住民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>~93万円</td><td rowspan="3">かかる</td><td rowspan="3">かかる</td><td rowspan="3">かかる</td><td>かかる</td></tr> <tr><td>~103万円</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>~160万円</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>上記のとおり、所得税が非課税でも住民税が課税となる場合があります。なお、給与収入以外で収入（年金、農業、不動産、譲渡等）があった場合は必ずしも上記要件には当てはまりません。また扶養親族の人数、本人の状況（ひとり親、障害など）によって非課税となる金額は異なります。</p>	給与の収入金額	給与所得控除額		改正後	改正前	162万5,000円以下	550,000円		162万5,000円超 180万円以下	その収入金額 × 40% - 100,000円		180万円超 190万円以下	その収入金額 × 30% + 80,000円		190万円超 360万円以下	その収入金額 × 20% + 440,000円		360万円超 660万円以下	その収入金額 × 10% + 1,100,000円		660万円超 850万円以下	1,950,000円		850万円超			扶養親族等の区分等	所得要件		改正後	改正前	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得額			ひとり親が有する生計を一にする子の総所得額等	580,000円	480,000円	雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等			配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得額	58万円超 133万円以下	48万円超 133万円以下	勤労学生の合計所得額	850,000円	750,000円	家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保証額	650,000円	550,000円	給与収入金額	改正後		改正前		所得税	住民税	所得税	住民税	~93万円	かかる	かかる	かかる	かかる	~103万円				~160万円			
給与の収入金額	給与所得控除額																																																																							
	改正後	改正前																																																																						
162万5,000円以下	550,000円																																																																							
162万5,000円超 180万円以下	その収入金額 × 40% - 100,000円																																																																							
180万円超 190万円以下	その収入金額 × 30% + 80,000円																																																																							
190万円超 360万円以下	その収入金額 × 20% + 440,000円																																																																							
360万円超 660万円以下	その収入金額 × 10% + 1,100,000円																																																																							
660万円超 850万円以下	1,950,000円																																																																							
850万円超																																																																								
扶養親族等の区分等	所得要件																																																																							
	改正後	改正前																																																																						
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得額																																																																								
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得額等	580,000円	480,000円																																																																						
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等																																																																								
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得額	58万円超 133万円以下	48万円超 133万円以下																																																																						
勤労学生の合計所得額	850,000円	750,000円																																																																						
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保証額	650,000円	550,000円																																																																						
給与収入金額	改正後		改正前																																																																					
	所得税	住民税	所得税	住民税																																																																				
~93万円	かかる	かかる	かかる	かかる																																																																				
~103万円																																																																								
~160万円																																																																								

(所得税法及び地方税法の改正により変更になる場合があります。)

表面もご覧ください